

## 岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画

### 1. 広域計画の趣旨

岡山県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、広域事務を総合的かつ計画的に行うため、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）が行う事務に関連して、広域連合及び広域連合を組織する岡山県内全市町村（以下「関係市町村」という。）が相互に役割分担を行い、連絡調整を図りながら処理する事項等について定める。

### 2. 広域計画の項目

広域計画は、岡山県後期高齢者医療広域連合規約第5条（広域連合の作成する広域計画の項目）の規定に基づき、次の項目について記載する。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

### 3. 広域連合及び関係市町村が行う事務

広域連合及び関係市町村は、後期高齢者医療制度の実施に関連して、次の事務を行う。  
（平成18年度、平成19年度）

- (1) 平成20年度からの後期高齢者医療制度の円滑な実施に向けて、広域連合及び関係市町村において必要な準備作業を行う。  
（平成20年度以降）

#### (1) 被保険者資格管理に関すること

被保険者資格管理に関しては、被保険者資格の取得、喪失、異動の届出等の受付事務を関係市町村において処理し、広域連合へ送付する。

広域連合は、被保険者台帳により被保険者資格情報を管理する。

関係市町村においても、被保険者資格情報を広域連合と共有することにより、事務の適正化を図る。

#### (2) 医療給付に関すること

医療給付に関しては、高額療養費、療養費等の給付申請等の受付事務を関係市町村において処理し、広域連合へ送付する。広域連合は支給決定を行い、給付実績を一括管理する。

レセプトの点検及び保管は、広域連合が行う。

#### (3) 保険料の賦課及び徴収に関すること。

保険料の賦課は、関係市町村の持つ所得情報等を活用して、広域連合が行う。

保険料の徴収及びその滞納整理は、関係市町村が行う。

#### (4) その他

後期高齢者医療制度に関する住民からの相談や苦情への対応は、関係市町村と広域連合が緊密に連携して行う。

#### 4. 広域計画の期間

この広域計画の期間は、平成22年度までの5年間とする。

ただし、広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。

#### <参考資料>

- ・ 広域連合設立の経緯
- ・ 広域連合規約
- ・ 後期高齢者人口の推計

## 広域連合設立の経緯

### 【設立の背景】

- 平成17年12月1日、「医療制度改革大綱」が決定され、超高齢社会を展望した新たな医療制度体系を実現するため、75歳以上の後期高齢者については、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、平成20年度に独立した医療制度を創設することとされた。
- 「健康保険法等の一部を改正する法律」が平成18年6月14日に成立、同月21日に公布されたことにより、老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」（以下「高齢者医療確保法」という。）に改正され、平成20年4月1日に施行されることとなった。
- 高齢者医療確保法は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としている。
- 新たに創設された後期高齢者医療に関する事務の処理は、高齢者医療確保法第48条の規定により、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する広域連合を設立し、当該広域連合が行うこととされており、又高齢者医療確保法の施行の準備のため、当該広域連合を平成18年度末までに設立することとされた。

### 【本県における経緯】

- 本県においては、平成18年4月に県下各市町村の老人医療担当者によるワーキンググループを設立し、岡山県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会設立に向けて検討を行った。各県民局単位で担当幹事を選出し、3つのグループに分かれて、岡山県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の設置場所、執行体制、経費負担の方法、設立の時期等の事項及び岡山県後期高齢者医療広域連合事務所の設置場所、制定すべき条例・規則等、職員派遣の形態等の事項について、それぞれ担当毎に検討を行った。
- 8月1日、岡山県市町村振興センター内に岡山県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会を設立した。

所要事項の検討、調整等を行うために、市町村長で構成する委員会及び老人医療担当課長で構成する幹事会を設置した。また市町派遣職員（県派遣職員を含む。）及び岡山県国民健康保険団体連合会派遣職員による11人の事務局職員で、岡山県後期高齢者医療広域連合設立に向けての準備事務を行った。事務局に総務部会、資格管理・給付部会、電算部会の3つの部会を設置した。
- 県内27市町村の議会において、岡山県後期高齢者医療広域連合設立とこれに伴う規約に関する決議を経て平成19年1月16日に岡山県知事に設立許可申請を行い、同月24日に設立許可書が交付された。
- 平成19年2月1日、岡山県後期高齢者医療広域連合を設立した。

**【参考】高齡者の医療の確保に関する法律**

**(広域連合の設立)**

第48条 市町村は、後期高齢者医療の事務（保険料の徴収の事務及び被保険者の便益の増進に寄与するものとして政令で定める事務を除く。）を処理するため、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての市町村が加入する広域連合（以下「後期高齢者医療広域連合」という。）を設けるものとする。

**【参考】健康保険法等の一部を改正する法律 附則**

第36条 この法律の公布の日に現存する市町村（この法律の公布の日後この項の規定により広域連合を設けるまでの間に配置分合により消滅した市町村を除く。以下この条において「現存市町村」という。）は、高齢者医療確保法の施行の準備のため、平成18年度の末日までに、都道府県の区域ごとに当該区域内のすべての現存市町村が加入する広域連合を設けるものとする。

## 岡山県後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合の名称)

第1条 この広域連合は、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第2条 広域連合は、別表第1に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第3条 広域連合の区域は、関係市町村の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第4条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第2に定める事務については関係市町村において行うものとする。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第5条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和22年法律第67号）

第284条第3項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次に掲げる項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び関係市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所の位置)

第6条 広域連合の事務所は、岡山市に置く。

(広域連合の議会の定数)

第7条 広域連合の議会の議員（以下「広域連合議員」という。）の定数は、15人とする。

2 広域連合議員は、関係市町村の議会の議員及び長のうちから、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める人数をもって組織する。

- (1) 市議会議員 3人
- (2) 町村議会議員 3人
- (3) 市長 5人
- (4) 町村長 4人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものの推薦のあった者を候補者とする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 関係市町村のすべての市議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村（市に限る。）の議会の議員のうちからその定数の総数の1/2分の1以上の者
  - (2) 前条第2項第2号に掲げる者 関係市町村のすべての町村議会の議長をもって組織する団体又は関係市町村（町村に限る。）の議会の議員のうちからその定数の総数の1/2分の1以上の者
  - (3) 前条第2項第3号に掲げる者 関係市町村のすべての市長をもって組織する団体又は関係市町村（市に限る。）の長のうちからその総数の5分の1以上の者
  - (4) 前条第2項第4号に掲げる者 関係市町村のすべての町村長をもって組織する団体又は関係市町村（町村に限る。）の長のうちからその総数の5分の1以上の者
- 2 広域連合議員は、前項の候補者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。
- 3 前項の選挙は、地方自治法第118条第1項（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第95条の規定を準用する部分を除く。）の例による。
- 4 広域連合議員の選挙の当選人は、市議会における選挙についてはすべての市議会の、町村議会における選挙についてはすべての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

（広域連合議員の任期）

第9条 広域連合議員の任期は、当該関係市町村の議会の議員又は長としての任期による。

- 2 広域連合議員が関係市町村の議会の議員又は長でなくなったときは、同時にその職を失う。
- 3 広域連合の議会の解散があつたとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定により、速やかにこれを選挙しなければならない。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第10条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから、議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員としての任期による。

（広域連合の執行機関の組織）

第11条 広域連合に、広域連合長及び副広域連合長2人を置く。

- 2 広域連合に会計管理者1人を置く。
- 3 広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

（広域連合の執行機関の選任の方法）

第12条 広域連合長は、関係市町村の長のうちから、関係市町村の長が投票によりこれを選挙する。

- 2 前項の選挙は、広域連合の事務所において行うものとする。ただし、これにより難しいときは、広域連合長が別に定めることができる。
- 3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。
- 4 副広域連合長は、関係市町村の長のうちから、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長の補助機関である職員のうちから、広域連合長が命ずる。  
(広域連合の執行機関の任期)

第13条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、当該関係市町村の長としての任期による。

(補助職員)

第14条 第11条に定める者のほか、広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第15条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、関係市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4年とする。ただし、後任者が就任する時まで在任する。

(監査委員)

第16条 広域連合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者(次項において「識見を有する者」という。)及び広域連合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者うちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員としての任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第17条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 関係市町村の負担金
- (2) 国及び県の支出金
- (3) 社会保険診療報酬支払基金の交付金
- (4) 地方債
- (5) その他

2 前項第1号に規定する関係市町村の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第11条第2項及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行日から平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

- 3 施行日から広域連合長が選挙されるまでの間、広域連合長の職務は、施行日の前日に岡山県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会の会長であった者が行うものとする。
- 4 施行日から平成19年3月31日までの間において、第14条中「職員」とあるのは「吏員その他の職員」と読み替えるものとする。

別表第1（第2条関係）

岡山市	倉敷市	津山市	玉野市	笠岡市	井原市
総社市	高梁市	新見市	備前市	瀬戸内市	赤磐市
真庭市	美作市	浅口市	和気郡和気町	都窪郡早島町	
浅口郡里庄町	小田郡矢掛町	真庭郡新庄村	苫田郡鏡野町		
勝田郡勝央町	勝田郡奈義町	英田郡西粟倉村	久米郡久米南町		
久米郡美咲町	加賀郡吉備中央町				

別表第2（第4条関係）

- 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付
- 2 被保険者証及び被保険者資格証明書の引渡し
- 3 被保険者証及び被保険者資格証明書の返還の受付
- 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し
- 5 保険料に関する申請の受付
- 6 上記事務に付随する事務

別表第3（第17条関係）

- 1 共通経費

項目	負担割合
後期高齢者人口割	100%

- 2 医療給付に要する経費

高齢者医療確保法第98条に定める市町村の一般会計において負担すべき額

- 3 保険料その他の納付金

高齢者医療確保法第105条に定める市町村が納付すべき額（関係市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減額相当額）

備考

後期高齢者人口割については、前年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。ただし、前年度の3月31日現在の人口が明らかとなるまでの間は、前々年度の3月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口を仮に用いる。

## 後期高齢者人口の推計

	平成 2 年	平成 7 年	平成 1 2 年	平成 1 7 年	平成 2 2 年
総人口 (人) A	1,925,877	1,950,750	1,950,828	1,957,264	1,931,544
65歳以上 人口 (人) B	285,764	339,313	393,658	438,054	474,875
75歳以上 人口 (人) C	125,421	142,801	171,302	213,415	245,162
高齢者比率 (%) B/A	14.84	17.39	20.18	22.38	24.59
後期高齢者 比率 (%) C/A	6.51	7.32	8.78	10.90	12.69

資料出典：1. 平成 2 年、平成 7 年、平成 1 2 年、平成 1 7 年国勢調査

2. 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口（平成 1 5 年 1 2 月推計）」による推計値